



平成 28 年 1 月 14 日

各位

会 社 名 サンケイ化学株式会社
代 表 者 代表取締役社長 福谷 明
(コード番号 4995 福証)
問 合 せ 先 常務取締役社長室長 福谷 理
兼総務本部長
(TEL 099-268-7588)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行すること、及びそれに伴い「定款一部変更の件」を平成 28 年 2 月 23 日開催予定の第 91 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社では従来から、業務執行の健全性・透明性・効率性の向上を目的にコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいりましたが、今般、監査等委員会設置会社に移行することにより、監査等委員である取締役（過半数は社外取締役）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るものです。

(2) 移行の時期

本年 2 月 23 日開催予定の第 91 期定時株主総会において、必要な定款変更等についてのご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、現行定款第 27 条（取締役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、現行定款第 27 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。
- ④ 取締役会の決議方法及び議事録、並びに会計監査人に関する各事項につき、法令に従い当社での取扱を明確にするため、各規定を新設するものであります。

- ⑤ 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とするため変更案第 40 条を新設するとともに、あわせて現行定款第 7 条を削除するものであります。
- ⑥ 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、定款変更のための株主総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 28 年 2 月 23 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 28 年 2 月 23 日

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第 7 条 <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得できる。</u></p> <p>第 8 条～第 11 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は 8 名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 7 条～第 10 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は 8 名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は 3 名とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ <u>当社は、会社法第 329 条第 3 項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>⑤ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 代表取締役は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>前二項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>② <u>取締役および監査役の全員の同意</u>があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p><u>第24条</u> (条文省略)</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第25条</u> (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第26条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第27条</u> 当社は会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p><u>第23条</u> (現行どおり)</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第24条</u> <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名をする。</u></p> <p>(取締役への業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第25条</u> <u>当社は会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第26条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第28条</u> 当社は会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>② 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(相談役および顧問)</p> <p><u>第 28 条 (条文省略)</u></p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> (新 設)</p> <p><u>(員数)</u></p> <p><u>第 29 条 当社の監査役は 5 名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第 30 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ <u>当社は、会社法第 329 条第 2 項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>⑤ <u>補欠監査役の選任決議の定員数は、第 29 条の規定を準用する。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>② 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(相談役および顧問)</p> <p><u>第 29 条 (現行どおり)</u></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u> (<u>監査等委員会</u>)</p> <p><u>第 30 条 監査等委員会は監査等委員をもって組織する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第③項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることがないものとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または電子署名をする。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第37条</u> 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② <u>当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第38条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第36条</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第37条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第38条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第39条</u> (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第40条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p><u>第39条</u> 剰余金の配当は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</p> <p><u>第40条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p><u>第41条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。</p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年5月31日とする。</u></p> <p>③ <u>前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>第42条</u> (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第91期定時株主総会終結前の行為に関する、任務を怠ったことによる監査役であったものの損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>